

みどり通信

第193号 2011. 10. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● F X 2 活用事例	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P5	● あとがき	P10
● 生命保険	P6	● New Face	P11
● 損害保険	P7	● 営業カレンダー	P11
● 一倉定 経営心得	P8		



9月20日 I T セミナー開催

I T の最新事情を(有)アイ・リンク・コンサルタント 加藤社長よりお聞きしました

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

10月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、10月2日のホームページ掲載のものからです。

『出逢いにより学ぶ・・・』

人との出逢い・・・。まさに、その出逢いこそが、いろいろな学びや自身が体験していない事象や考えを気づかせてくれるものと痛感した2日間でありました。

先日のこのコーナーで書かせていただきまたが、昨日と今日の2日間にわたってお客様企業の社員研修会にスタッフとともに参加させていただいた感想です。

NPO法人JANの池間哲朗代表の講演は衝撃でした。 (<http://www.okinawa-ac.s.jp/ikema.html>)

池間代表は、「アジア途上国の貧困地以下に生きる人々の姿や、一生懸命に生きることの大切さ、命の尊さ、過酷な環境でも懸命に生きる人々の姿から学んで欲しい」と講演で伝え続け、その熱血講演の回数は2400回を超え、知る人ぞ知る方。内容は、池間氏が途上国で撮ってこられた写真やVTRを流しながら、その時の状況などを解説し、ショッキングな映像、あるいは心が温まる映像を織り交ぜての講演。

スラム街でゴミをあさる子供たち、あまりの飢餓のため腹部が膨満してしまった子供、そんな過酷な環境でも、懸命に生きようとする子供たちの姿・・・。いかに我々日本人の置かれている状況が恵まれているか、再認識させられた瞬間でした。

今回の東日本大震災でも改めて感じたことですが、命の大切さをあらためて痛感した次第。一時でも無駄にせず、一生懸命に生きることを・・・。

そのスラム街でそのゴミをあさる子供たちに、あなたの夢は何ですかと聞いた答えは、「20歳まで生きることです」だったとか。20歳まで生き残ることができない子供が多いという現実のためのようです。人間にとて一番大切なものは何なのか、改めて考えてみる一時となった瞬間がありました。

その他にも、アビリティトレーニングの木下晴弘代表の講演は、目的の大切さを改めて学ばせていただいたところです。 (<http://www.abtr.co.jp/>)

ものごとのやる気になるためには、感動が必要。その感動も外発的よりも内発的感

動（何のために・・・）が大事。人生の法則、それは「与えたものは必ず自分に返ってくる」。幸せは、なるものではなく「気づくもの」。木下氏は、課題に向き合い続けることで成長が約束され人生は光り輝くとも。

さらに、クラフトグループの又川俊三会長の話を紹介いたします。

「10年偉大なり 20年畏るべし 30年で歴史になる」。又川会長は、イエローハット創業者の鍵山秀三郎氏の言葉を紹介しながら物事の続けることの大切さを力説・・・。この言葉は、鍵山氏が、創業時、「会社の人の心を癒したい」ということで毎日朝6時に出社してトイレ・玄関・営業車などの掃除を始めたのですが、社員はおざなり程度の掃除。周りからは「社長があんなことをして・・・」と言われる始末だったとか。

それでも鍵山氏は掃除を続け、結果は、10年後、数人の社員が掃除を自主的にやるようになり、20年後、大半が自主的になるようになったそうであります。さらに30年後、外部から掃除の仕方を教わりに来たり、地域の掃除運動へと広がっていったとのこと。

又川会長は、石の上にも3年、いや1年、いや100日でもいいから続けることで本物が見えてくるとも。

また、アファメーションの実践も呼びかけていただきました。アファメーションとは、「自分の夢をかなえる」「自分を元気にしてくれる」「あるべき自分になる」ための自分にかける言葉のこと。肯定的な「自己宣言」「誓い」「成功キーワード」「心からの強い思い」「口ぐせ」とも言われている言葉。

ぜひ、現在進行形で、まずは100日実践あるのみですね。又川会長のアファメーションは、なんと77項目！！

その他にも、多くの講師の方々の貴重な話をお聞きできた2日間でした。この2日間の研修を企画されたH社長の想いが参加者全員に伝わったことは間違いない事実であります。

「感動と夢、そして感謝」を理念と掲げるH社長、心から感謝申しあげます。H社長のアファメーションはなんと117個とのこと。

最後に、H社長の言葉を紹介します。

「逆境を力に・・・」「夢は逃げない・・・」

企画運営をされた社員の皆様、本当にお疲れ様でした・・・。



税務

年末調整の準備について

早いもので、もう10月です。これから年末に向けて、お金の回収や支払、年末年始の休暇準備等、やるべきことが盛り沢山の時期となりました。特に、給与を支払っている役員、従業員に対する『年末調整』も控えていますので、スケジュール管理を普段以上に意識する必要が出てまいります。

年末調整の計算自体は12月に行いますが、準備は10月から既に始まります。今回は、今月に行っておくべき年末調整の事柄をお知らせしたいと思います。

1. 年末調整の対象となる従業員や役員などの確認

まず、最初に行うべきことは、年末調整の対象となる人を確認する作業です。年末調整の対象となる人には、各種書類の準備を行ってもらいますが、対象とならない場合には年末調整を行う必要がありませんので、各種書類の準備や提出を行ってもらう必要はありません。対象となるか否かの確認は重要ですから、判断を誤らないようにしましょう。

年末調整の対象となる人は、次のいずれの要件にも該当する人をいいます。

①本年最後の給与の支払時に「**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**」を提出している人

…源泉徴収税額表の**甲欄**を適用して給与計算を行っている人を指します。

②本年中の給与総額が2,000万円以下の人

※上記以外の人については、年末調整の対象となりません。例えば、

- ・本年中の給与総額が2,000万円を超えてる
- ・他社にも勤務している等で、「**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**」の提出が無く、源泉徴収税額表の乙欄や丙欄を適用している
- ・被災などにより源泉所得税の徴収猶予や還付を受けている
- ・本年の途中で退職している（一定の場合は除かれます）など

(このような場合は、確定申告により所得税が精算されることとなります。)

2. 対象者分の必要書類の準備・確認・配布

上記1. の確認により年末調整の対象となる人が把握できると、必要な書類の枚数や配布すべき人がわかりますので、次は、配布する書類の準備と配布作業に取り掛かります。

①書類の準備、確認

・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(今年分)を確認

…本来は、その年最初の給与の支給前に提出がされているべき書類です。

既に提出を受けている分は一旦返却し、記載内容に変動がないかどうかを確認してもらいましょう。変動の場合は赤字訂正をしてもらう等にすれば、変動事項が分かりやすく便利です。

また、不足があれば速やかに記載・提出をしてもらいましょう。

・税務署から郵送される書類一式を準備

…郵送されてくる書類は

**給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(来年分)**

となっていいます。枚数が不足している等の場合は、国税庁HPからダウンロードして利用することもできます。

※TKC PXシステムをご利用のお客様につきましては、上記の各申告書について、内容記入済みの状態のものが印刷出力可能となっておりますので、そちらをご利用いただくと便利です。

②申告書を対象者へ配布

・給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書

…必要項目の記載と控除証明書の添付を指導しましよう。

控除証明書の添付がない場合には、原則として所得控除を受けられない項目がありますので、郵送物到着後、申告書提出までに紛失されないよう、社内に周知、保管を実施しましよう。

・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(来年分)

…来年1月以降の給与を受取る人が配布対象者です。

提出期限は、原則、翌年最初に給与の支払を受けるときまでですが、この時点で記載、提出してもらうと翌年最初の事務の手間が減り、また、提出・備え付けについてのモレを防ぐことが出来ます。

はじめの取り掛かりが遅くなると、その後における回収作業や確認作業に余裕が持てなくなり、ロスやミスを発生させてしまう可能性が高くなってしまいます。多忙となる年末に、余裕をもって後の作業が行えるよう、早めに取り掛かりましょう。

TKC PXシステムの有効活用や、各申告書の記載など、年末調整作業についてご不明な点があれば、遠慮無く各担当スタッフまでご相談下さい。

<西丸 保幸>

社会保険 Q&A

(社会保険の加入について)

Q

私は会社を設立して、従業員を2人雇うことにしました。一人は正社員でもう一人はアルバイトにしようと思います。

労働保険の加入はしましたが、社会保険の加入は会社負担が重いのでどうしたらようでしょうか

A

社会保険は、会社を設立した場合(法人)は強制加入です。そこに勤める社員は、その意思に関係なく社会保険に加入しなければなりません。

パート(アルバイト)の人は、社会保険に加入しなければならないケースがあります。

勤務時間及び勤務日数が正社員の4分の3以上だと、社会保険に加入しなければなりません。

(例) ● 正社員

所定労働時間 1日 8時間 労働日数 1ヶ月22日

● パート(アルバイト) ↓



所定労働時間 1日6時間以上 労働日数 1ヶ月16.5日以上

社会保険は、すべて強制加入になります。今年になって、年金事務所での調査が増えてきます。調査でわかると、2年間までさかのぼってその人の分が徴収となります。

社会の情勢も従業員をきちんと守る方向で動いています。今後の会社づくりでは、この社会保険料負担も吟味して、事業が成り立つかどうかを考えてみて下さい。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



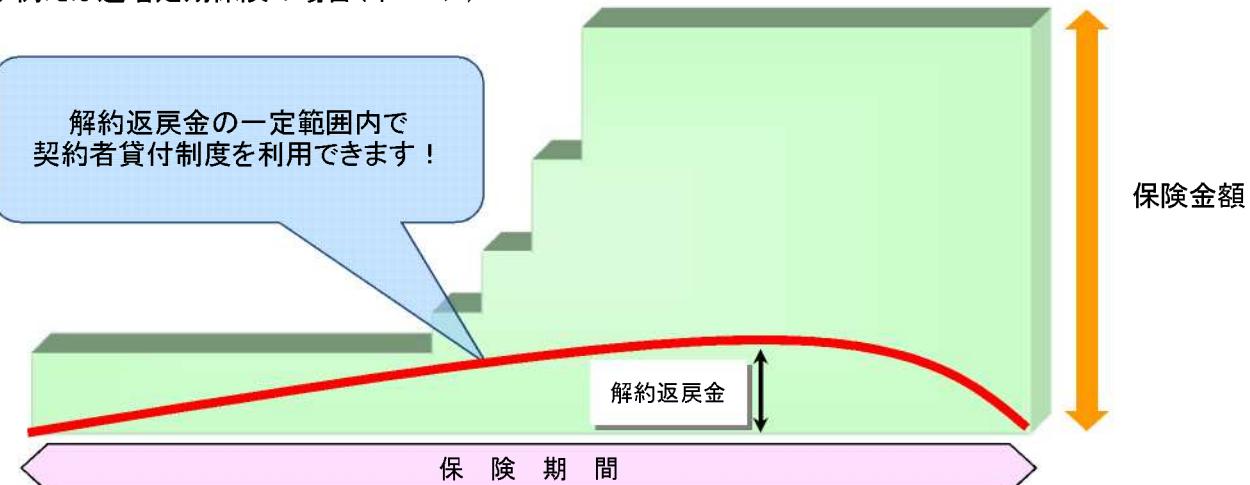
今回のテーマ

生命保険の契約者貸付制度について

<契約者貸付制度とは?>

- ・生命保険には、契約者が一時的にまとまった資金が必要になったとき、解約返戻金の一定割合を限度として貸付を受けられる制度があります。
- ・一定の条件を満たせば、いつでも何回でも実行でき、返済もいつでも可能な制度です。

◆例えば遙増定期保険の場合(イメージ)



※図はイメージです。保険会社や商品により異なる場合があります。

◆解約返戻金は、契約時においては全くないか、あってもごくわずかですが、保険期間の経過に伴い、徐々に増加していきます。その後、保険期間が満期に近づくにつれ、次第に減少していき、満期時にはなくなります。また、解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料を下回ります。

◆貸付可能額や貸付利率、貸付可能な保険種類は保険会社により異なります。

ポイント

- 急に資金が必要になった場合に保険を解約すれば、資金は得られますが、大切な保障がなくなってしまいます。
- 解約した後に、再度、保険に加入したいと考えても、その時の年齢や健康状態によっては保険料が高くなったり、保険に加入できない場合があります。
- そんな時【契約者貸付制度】を利用すれば、保障を継続しながら資金をご用意できます。※ご不明点がございましたら、当事務所までお気軽におこえがけください。

※保険金支払時に契約者貸付金がある場合は、支払保険金と精算をされる場合があります。

担当:西丸保幸

損害保険

請負業者賠償責任保険

下記のような事故により、他人に身体の障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 工事・作業の遂行に起因する偶然な事故
- 工事・作業を遂行するために所有、使用もしくは管理する作業現場以外の施設の欠陥・不備に起因する偶然な事故

保険金をお支払いする主な具体例

- 建設現場でクレーンから資材が落ちて、通行人や自動車に損害を与えてしました。
- 資材置き場の資材がくずれ、遊んでいた子供がケガをした。
- 工事現場で使用していたパワーショベルで誤って隣家の壁を破壊しました。
- 店舗の外装工事中に誤って電源を切断、店舗建物その他の設備には損傷はなかったが、店舗が休業を余儀なくされ、経済的損失を被った。

お支払いする保険金

- 損害賠償金
 - 身体障害（対人）事故：治療費、慰謝料、逸失利益等
 - 財物損害（対物）事故：修理代等
- 損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用
 - 事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した費用
- 緊急措置費用
 - 応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用
- 示談協力費用
 - 被保険者が保険会社の求めに応じ、保険会社に協力するために直接要した費用

保険金をお支払いできない主な場合

- 契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使等その他これらに類似する事変、暴動、労働争議
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害、またはこれらの者が所有、使用、管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 排水または排気（煙を含む）に起因する損害賠償
- その他

詳しくは当事務所担当までご連絡下さい。

担当：星野

一倉定の経営心得シリーズ

その十九

社長とは、「経済に関する危険を伴う意思決定をする人」である。

経営者は勇敢に、潜在する可能性に取り組んでいかなければならない。危険を恐れてはいけない。

凡庸な経営者は、危険を理由にして革新を避けようとする。可能性は、それが革新的であればあるほど、危険も大きい。危険を伴わない決定など、会社の将来に、たいした影響のない、次元の低い決定である。

革新的な決定は、危険だけではなく、同時に社内の抵抗や批判も多いのだ。部下が悲鳴をあげたり、尻込みするような決定でなければ、すぐれた決定とはいえないのだ。

FX2で

更に経理業務の合理化を図りませんか？

FX2. NET版(ドットネット)の支払管理機能をご紹介いたします。

The diagram illustrates the workflow of FX2.NET payment management features:

- ① フルメニュー**: Shows the full menu interface with various options like '支払予定カレンダー' (Payment Due Date Calendar), '出納承認' (Delivery Confirmation), and '支払仕訳の自動計上' (Automatic Journal Entry).
- ② 事前準備**: Shows the preparation phase where incoming documents are registered.
- ③ 伝票入力**: Shows the input of bills.
- ④ 支払予定カレンダー**: Shows the automatic creation of the payment due date calendar.
- ⑤ 出納承認**: Shows the manager confirming delivery.
- ⑥ 支払仕訳の自動計上**: Shows the automatic journal entry of payments.

Annotations provide additional context:

- A callout from the 'フルメニュー' section states: 'FX2. NET版ではフルメニューが行う処理によってタブ毎に分かれています。メニューが探しやすくなりました。'
- A callout from the '支払予定カレンダー' section states: '支払予定カレンダーが自動的に作成されます'.
- A callout from the '出納承認' section states: '管理者が確認し出納承認処理を行います。承認する場合は「承認」にレをつけ「F4確認終了」をクリックします。'.
- A callout from the '支払仕訳の自動計上' section states: '出納承認処理を終えた後、約定日にに基づき自動的に支払仕訳がFX2に計上されます'.

FX2. NET版を利用し、社内の経理業務の合理化を図ると共に内部牽制を強化しましょう！またFX2. NET版では他機能においてもレベルアップしました。更なる経理業務の合理化と業績管理に役立つツールとしてFX2. NET版をご利用ください。

これからの研修

すごい会議 燕三条地場産業センター 10月24日（月） 13:30～16:30

体験セミナー リサーチコア 6階 研修室

※詳しくは別紙をご覧ください

原点の会 三条商工会議所 11月1日（火） 13:00～15:00

後継者塾⑤ 加茂商工会議所 10月18日（火） 18:00～21:00
(9月21日台風中止分振替)

後継者塾⑦ 加茂商工会議所 11月9日（水） 18:00～21:00

25周年記念事業 11月26日(土)開催決定!! 詳細は別紙をご覧ください!!

あとがき

8月のお盆のころ、ひまわりがきれいに咲き、
みているだけで私が元気をもらいました。

ひまわりの種を採取したら、今度はチューリップの球根を植えます。

雪が消え、少し暖かくなるころ、色とりどりの花を咲かせてくれると思います。

今から楽しみです。

吉村みゆき



New Face

☆☆初めまして

吉田 智哉

(ヨシダ トモヤ)

と申します☆☆



「お客様の笑顔のために全力で取り組んでいく！！」ことをモットーに入社させていただきました。今はまだ分からぬことが多いですが、事務所最年少という若さを武器に、いち早く皆様のお役に立てるよう日々精進していきます。

これからよろしくお願ひいたします。

ちなみに…

◆趣味 プロ野球観戦

読売ジャイアンツの大ファンです！

毎年この時期は優勝争いに目が離せません！！

◆特技 バドミントン

中学・高校の6年間バドミントン部でした。

現在はしていませんが、入社をきっかけに、運動不足解消のために

またやりたいです！！

◆◆ 山口会計営業カレンダー ◆◆

赤は山口会計の休業日

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp